

白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和3年7月9日(金)午後1時30分

2. 開 会 令和3年7月9日(金)午後1時30分

3. 開 議 令和3年7月9日(金)午後1時30分

4. 閉 会 令和3年7月9日(金)午後2時14分

5. 委員定数 14名

6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1 番 尾崎 義治	3 番 鈴木 隆文	4 番 田中 英二	5 番 山本 孝一
6 番 市川 博	7 番 後呂 豊	8 番 高垣 啓	10 番 杉谷 孫司
11 番 寒川 敏行	12 番 小野 真一	13 番 小阪 孝太郎	14 番 楠本 徹男

7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。

2 番 柏木 彰文 9 番 藤原 久恵

8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

局 長 古守 繁行 係 長 榎本 隆司 主 事 大平 真也 主 事 宮山 蓮

9. 議事日程

議題

報告第11号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件
議案第22号	農地法第3条の規定による許可について	1件
議案第23号	農地法第5条の規定による許可について	1件
議案第24号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	4件

10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

事務局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から7月の農業委員会を開催させていただきたいと思っております。それでは早速ですが、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきます。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、2番の柏木 彰文委員、9番の藤原 久恵委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。7番の後呂 豊委員と13番の小阪 孝太郎委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

7番委員

13番委員 はい。

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきまして、事務局より報告願います。

事務局 はい、報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきましてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。対象地は〇〇字〇〇番、字〇〇番〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積はそれぞれ、1,167㎡、1,084㎡の、合計2,251㎡です。賃借人は和歌山県農業公社で、賃貸人は〇〇番地の〇〇さん72歳です。賃借権の解約です。申請理由は、新規で利用権を設定するため、届出をしましたとのこと。農業公社から借り受けていた方が耕作をしていないため、別の方と利用権を設定するとのこと。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第11号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、議案第22号 農地法第3条の規定による許可についてを上程致します。事務局より説明願います。

事務局 はい。議案第22号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇番〇〇で、地目は、台帳が畑、現況が原野、面積396㎡です。譲受人は、〇〇番地の〇〇の〇〇さん80歳で、譲渡人は、〇〇番〇〇の〇〇さん86歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、10,072㎡となります。申請理由は、譲受人においては、譲渡人より当該地の所有権を取得したく、本申請に至りました。なお、所有権移転後は梅の木を植樹する予定ですとのことで、譲渡人においては、当該地を耕作等行う予定がありません。現在、別の農地を耕作して頂いている譲受人に所有権を移転したく、本申請に至りましたと

のことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、安宅地区でございます。大古・矢田・安宅・塩野地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

委員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第22号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第23号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第23号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇番〇〇で、地目は、台帳が田、現況が畑、面積は858㎡です。譲受人は、〇〇番地の〇〇の〇〇で、譲渡人は、〇〇番〇〇の〇〇さん71歳です。所有権移転を伴います太陽光発電施設用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人は農地の維持管理が困難であり、有効に活用する方法を考えていたところ、譲受人が太陽光発電を行い売電したいと考え、承諾したため、本申請に至りましたとのこと。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第3種農地となります。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確

実性」などです。なお、本件については、隣接農地として2筆、関係者2名の農地がありますが、その内1筆、1名の方から同意をいただけておりません。口頭では同意をいただきましたが、同意書がもらえなかったとのことです。隣接同意がない場合の取扱いといたしまして、農業委員会の申合せ事項に記載がございます。この場合、申請書を受付後委員会に上程し、地元委員、隣接委員等で調査委員会を設置し、隣接農地への影響を調査し翌月の農業委員会で調査結果を報告し、審議することとなっております。つきましては、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に調査いただき、来月の農業委員会におきまして本申請についての妥当性をご報告いただき、ご審議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～ 以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。本件につきましては、〇〇番の〇〇委員、〇〇番の〇〇委員、〇〇地区の〇〇委員と〇〇委員で申請地を調査し、来月の農業委員会で本申請の妥当性について報告のうえ、審議したいと思えます。委員さん方いかがですか。

〇〇委員 〇〇さんは令和元年から6筆の土地を転用しているが、現在どこも設置していない状況であるのにも関わらず申請があがっています。この状況について事務局はどう把握していますか。また、どのような答弁をしていますか。

事務局 現在の状況を〇〇さんに確認したところ、現在はコロナ禍で着工できていない状態にあるが、今年中にすべて着工予定であり、一部については8月から取り掛かる予定であると連絡いただいております。

〇〇委員 令和元年ならコロナがでていない時期だが、その分についても着工ができていません。信用はできるのか、また、未着工であれば現況は管理されている状態でしょうか。今の時期だと年に1、2回の草刈りでは行き届かないと思えます。

- 事務局 現在の状況ではきちんと管理できているとは言い難い状態です。定期的には草刈り等実施していくと話はいただいております。
- 〇〇委員 今質問しないと、2～3年前に申請した案件がどうなっているかどうか、私たちは知る余地がありません。以前に転用した土地についてきちんと着工できてから新たに申請するのが筋だと思います。
- 〇〇委員 信用に足る理由書等を提出いただくのはどうですか。
- 〇〇委員 今は申請したら即許可できてしまう状態です。ある程度のチェック機能のようなものはないでしょうか。
- 〇〇委員 今回の議案のほか、未着工部分についても現場を確認いただけないか、それも含めて報告してほしいです。
- 事務局 現場の真横を通過して確認まではできていないが、道すがら未着工であることと草刈り管理ができていないことを随時確認しているところであります。
- 〇〇委員 3年も前に購入しておいてまだ着工できていないという話がおかしいです。しかし、申請の段階で事務局が省くのもまた難しいです。
- 〇〇委員 今年着工すること、草刈り等の管理をしていくと業者から一筆貰ったうえで、審議にかけるというのはどうですか。
- 局長 〇〇委員からのチェック機能についてですが、農業に影響がなければ認められます。太陽光発電施設として認めたものが本当に施工されるのか、未着工の案件があるのに申請を許可していいのかが論点になります。業者に対して審議の中で意見がでたので、計画書をだしてもらい、それをもって次回の会議で審議したいと思えます。太陽光発電施設については、過去に申請して未施工であれば計画書として提出いただき、新規分を提案

させてもらうという風にしないと毎回審議に苦勞することになりますので、未着工分がある場合は計画書としてだしていただいたうえ、提案させてもらうというのはいかがでしょうか。

〇〇委員　　そうですね。

議長　　事務局とこれからの対応について整理したいと思います。

〇〇委員　　わかりました。

議長　　議案第23号につきましては、調査委員会を設置し、来月の農業委員会で報告をしていただきます。続きまして、議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局　　はい。議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は4件、11筆で、15,866㎡となっております。1番から3番につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。1番についてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇番〇〇で、現況地目は畑、面積は544㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇番地の〇〇さん67歳です。令和3年8月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇番地の〇〇の〇〇を貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇番、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、字〇〇番、〇〇番で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、957㎡、629㎡、1,297㎡、419㎡、371㎡の、合計3,673㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇番地の〇〇

さん 60 歳です。令和 3 年 8 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇番地の〇〇の〇〇を貸付先として予定しております。〇〇については、3 番についても貸付先として予定しております。

続きまして、3 番についてご説明いたします。議案書の 10 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字 〇〇番 〇〇、〇〇字 〇〇番 〇〇で、現況地目はいずれも畑、面積はそれぞれ、3,333 m²、5,070 m²の、合計 8,403 m²です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇番地の〇〇の〇〇さん 66 歳です。令和 3 年 8 月 1 日から 20 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は梅栽培です。

続きまして、4 番についてご説明いたします。議案書の 12 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字 〇〇番 〇〇、字 〇〇番、字 〇〇番 〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、995 m²、1,167 m²、1,084 m²の、合計 3,246 m²です。借人は、〇〇番地の〇〇の〇〇さん 48 歳で、貸人は〇〇の〇〇さん 72 歳です。令和 3 年 8 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 3 人で確認してきました。異議ありません。

議長 3 番につきましては、〇〇地区及び〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 〇〇につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 現在耕作されています。異議ありません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第24号につきまして、計画の決定を承認致します。以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

事務局 ～太陽光発電施設転用申請一覧について（説明）事務局からは以上です。

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

〇〇委員 はい。ジャンボタニシについてですが、東富田地区において、すごい勢いで増えています。現場をみてもらって危機感を持ってほしいです。また、局長から詳しい話があれば教えてほしいです。

局長 区の会議でもジャンボタニシの話があがりました。一反あたり三千円くらいの薬を撒けば効果的なようですが、撒いていいものなのかと話がでていました。農協さんや地元の方と協議のうえ、対策を考えていきたいと思えます。

議長 他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和3年8月13日（金）午後1時30分から富田事務所 2階会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

楠本会長は、午後2時14分に閉会を宣した。

閉会終了 午後2時14分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、別紙原本に行っています。